

働きやすい職場をめざして

平成29年度

みえの働き方改革推進企業 募集！

【募集期間：平成29年4月3日(月)から6月30日(金)まで】

働く意欲のあるすべての方が自らの能力を発揮し、いきいきと働き、地域の中で活躍できる社会づくりが望まれています。

また、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の減少や若者を中心とする人口流出のほか、景気雇用情勢の改善に伴い、業種によっては人材確保が困難な状況となっています。このような状況の中で、働きやすい職場づくりは人材確保の観点からも重要とされています。

そのため、長時間労働の是正や休暇取得の促進や多様な勤務制度の導入等による「ワーク・ライフ・バランス」の推進をはじめ、安定的な雇用の確保、若者の定着促進を図ることなどを含めた幅広い「働き方改革」を進めることが急務となっています。

三重県では、「働き方改革」に取り組んでいる企業等を募集し、優れた取組を県内に広めることにより、地域社会全体でのワーク・ライフ・バランスの取組推進を図ることを目的に、今年度新たに「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度をスタートします。

※これまでの「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰制度（平成14年度創設）は、当制度の設置に伴い廃止します。また、認証制度（平成22年度創設）については、現在継続中の認証有効期間の終了をもって廃止することとします。なお、公共工事の総合評価方式の項目における加点対象については、平成28年度をもって廃止しました。

応募対象

県内に本店又は主たる事務所があり、県内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する法人(国及び地方公共団体を除く)が対象です。

*法人登録されている企業、財団・社団法人、医療・福祉法人、特定非営利活動法人等が対象です。営利・非営利は問いません。

*主たる事務所とは、人事・労務管理等を独自に実施している事務所（事業所）等をいいます。

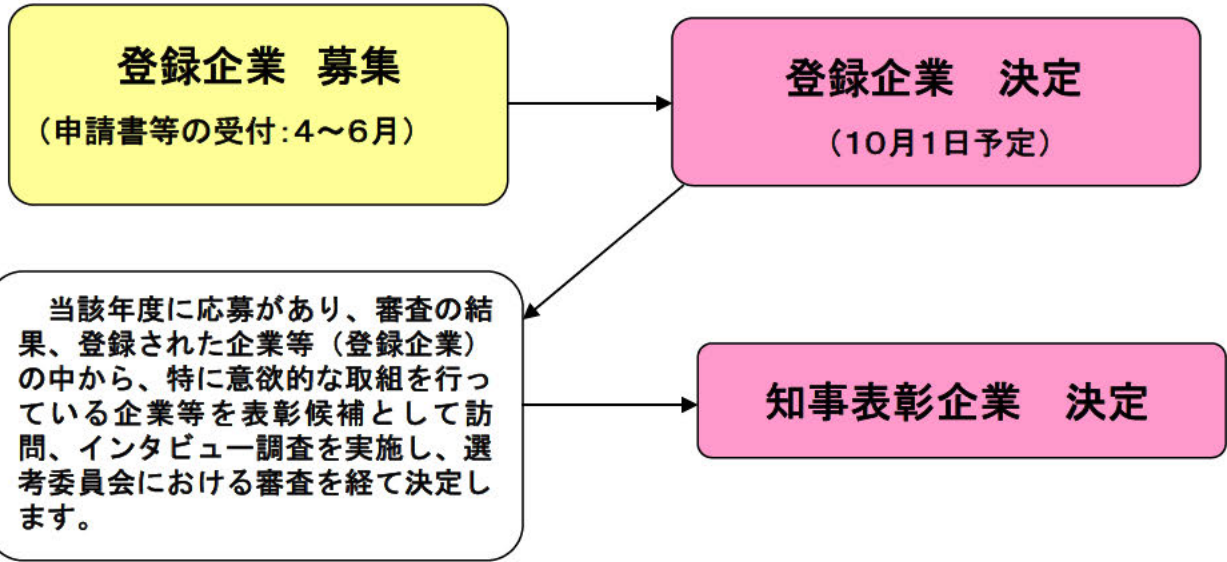
登録企業・表彰企業への優遇措置

- 県のホームページ、広報誌等により登録・表彰企業の取組を紹介します。
- 登録・表彰企業であることを意味するそれぞれのシンボルマークを提供します。
- 求人情報に登録・表彰企業である旨を記載することで、企業のイメージアップにつながります。
- 登録された企業には、取組の推進に参考となる資料・情報を提供します。
- 登録企業のさらなる取組推進のために、株式会社商工組合中央金庫と県が連携して創設した「みえの働き方改革推進企業応援貸付」が利用できます。



～登録から表彰までの取組フロー～

* 知事表彰受賞を目指す企業等は、登録制度に応募を行い、県の審査を受け、登録される必要があります。



平成29年度「みえの働き方改革推進企業」
登録基準の一部

| |
|---|
| *労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守している。 |
| ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組を行っている。 |
| ・ 所定外労働の削減のための工夫を行っている |
| ・ 年次有給休暇の計画的な取得推進のための工夫を行っている |
| ・ 従業員の意見や要望、働き方に関するアイデアを聞いたり、その実態を把握するための機会を設けている |
| ・ 「女性」「高齢者」「障がい者」「若年者」「非正規社員」等、誰もが働きやすい職場環境づくりを行っている。 |
| ・ 産前・産後休業期間(14週間)や介護休業期間(93日)、看護休暇の日数等が法律を上回っている |
| ・ 男性社員の育児休業取得を推進している |
| ・ 若年者の就労定着促進に取り組んでいる |
| ・ 自社の魅力を積極的に情報発信し、県内外からの人材確保に努めている |

【お問い合わせ・応募先】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部雇用対策課

TEL 059-224-2454 FAX 059-224-2455

* 申請書等は三重県ホームページに掲載しております。

検索

またはコチラから→

